

令和3年度 日本語教室開設に向けた研究協議会

文化庁における日本語教育施策について



令和4年1月24日

文化庁国語課地域日本語教育推進室

1

日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号） 概要 （1／2）

目的（第一条関係）

- （背景）日本語教育の推進は、
- ・我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資する
 - ・我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要である

そこで、定義以下について定めることにより、

（目的）多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現・諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持発展に寄与。

定義（第二条関係）

この法律において「日本語教育」とは、外国人等が日本語を習得するために行われる教育その他の活動（外国人等に対して行われる日本語の普及を図るための活動を含む。）をいう。

基本理念（第三条関係）

- ①外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会の最大限の確保
- ②日本語教育の水準の維持向上
- ③外国人等に係る教育及び労働、出入国管理その他の関連施策等との有機的な連携
- ④国内における日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識の下行われること
- ⑤海外における日本語教育を通じ、我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、諸外国との交流等を促進
- ⑥日本語を学習する意義についての外国人等の理解と関心が深められるように配慮
- ⑦幼児期及び学齢期にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性に配慮

国の責務等（第四条－第九条関係）

- ・国の責務
- ・地方公共団体の責務
- ・事業主の責務
- ・連携の強化
- ・法制上、財政上の措置等
- ・資料の作成及び公表

基本方針等（第十条・第十一条関係）

- ・文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求める。
- ・地方公共団体は、基本方針を参照し、地方公共団体の基本的な方針を定めるよう努める。

2

基本的施策（第十二条―第二十六条関係）

国内における日本語教育の機会の拡充

- ・外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育
- ・外国人留学生等に対する日本語教育
- ・外国人等の被用者等に対する日本語教育
- ・難民に対する日本語教育
- ・地域における日本語教育
- ・日本語教育についての国民の理解と関心の増進

日本語教育の水準の維持向上等

- ・日本語教育を行う機関における教育水準の維持向上
- ・日本語教育に従事する者の能力・資質の向上等
- ・教育課程の編成に係る指針の策定等
- ・日本語能力の適切な評価方法の開発

海外における日本語教育の機会の拡充

- ・海外における外国人等に対する日本語教育
- ・在留邦人の子等に対する日本語教育

日本語教育に関する調査研究等

- ・日本語教育の実態、効果的な日本語教育の方法等に係る調査研究等
- ・外国人等のための日本語教育に関する情報の提供等

地方公共団体の施策

- ・地方公共団体は、国の施策を勘案し、地域の状況に応じた日本語教育の推進に必要な施策の実施に努める。

日本語教育推進会議等（第二十七条・第二十八条関係）

- ・政府は、関係行政機関相互の調整を行うため、日本語教育推進会議を設ける。
- ・関係行政機関は、日本語教育推進関係者会議を設け、関係行政機関相互の調整を行うに際してその意見を聴く。
- ・地方公共団体に、地方公共団体の基本的な方針その他の日本語教育の推進に関する重要事項を調査審議させるため、合議制の機関を置くことができる。

検討事項（附則第二条関係）

- 国は、以下の事項その他日本語教育機関に関する制度の整備について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 一 日本語教育を行う機関のうち当該制度の対象となる機関の類型及びその範囲
 - 二 外国人留学生の在留資格に基づく活動状況の把握に対する協力に係る日本語教育機関の責務の在り方
 - 三 日本語教育機関の教育水準の維持向上のための評価制度の在り方
 - 四 日本語教育機関における日本語教育に対する支援の適否及びその在り方

（令和元年6月28日公布・施行）

3

日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針【概要】

- 日本語教育を推進するため、令和元年6月28日に「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年法律第48号）が公布・施行。
- 同法第10条の規定により、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として、本方針を策定（令和2年6月23日閣議決定）。

第1章 日本語教育の推進の基本的な方向

1 日本語教育推進の目的

共生社会の実現、諸外国との交流、友好関係の維持・発展に寄与

2 国及び地方公共団体の責務

- 国は日本語教育推進施策を総合的に策定・実施、必要な法制上・財政上等の措置を講ずる。
- 地方公共団体は地域の状況に応じた日本語教育推進施策を策定・実施する。

3 事業主の責務

国・地方公共団体の日本語教育推進施策に協力、外国人等とその家族に対する日本語学習機会の提供等の支援に努める。

4 関係省庁・関係機関間の連携強化

第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

1 日本語教育の機会の拡充

(1) 国内における日本語教育の機会の拡充

幼児・児童・生徒等、留学生、被用者等、難民に対する日本語教育、地域日本語教育

（日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づいた改善、日本語指導補助者・母語支援員の養成・活用、就学状況の把握・指針策定等による就学機会の確保、留学生の国内就職のための日本語教育等、教材開発や研修等による専門分野の日本語習得支援、地域日本語教育の体制づくり支援、自習可能な日本語学習教材（ICT教材）の開発・提供等）

(2) 海外における日本語教育の充実

外国人等に対する日本語教育、海外在留邦人・移住者の子等に対する日本語教育

（日本語教育専門家等の派遣、教材開発・提供、海外の日本語教育機関への支援、海外在留邦人の子等に対する日本語教育の実態把握と支援、在外教育施設への教師派遣等）

4

第2章 日本語教育の推進に関する事項

- 2 国民の理解と関心の増進
- 3 日本語教育の水準の維持向上等
 - (1) 日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上
日本語教育機関に対する指導・積極的な実地調査、日本語教師養成研修の届出義務化等
 - (2) 日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等
日本語教師の資質・能力を証明する資格の制度設計、人材養成カリキュラム開発・実施等
- 4 教育課程の編成に係る指針の策定等
日本語学習・教授・評価のための枠組みである「日本語教育の参照枠」の検討・作成、
「JF日本語教育スタンダード」の提供、指導方法やインターネット上含む教材の開発・普及
- 5 日本語能力の評価
「日本語教育の参照枠」に基づいた「日本語能力の判定基準」の検討・作成等、
「日本語能力試験」や「国際交流基金日本語基礎テスト」の実施
- 6 日本語教育に関する調査研究及び情報提供

第3章 その他日本語教育の推進に関する重要事項

- 1 推進体制
- 2 日本語教育を行う機関に関する制度の整備
日本語教育を行う機関のうち、日本語教育の水準の維持向上を図る上で必要な適格性を有するものに
関する制度の整備を検討し、検討結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- 3 基本方針の見直し
おおむね5年ごとに検討を加え、必要があると認めるときは基本方針を変更。

5

第2章 日本語教育の推進に関する事項

- 2 国民の理解と関心の増進
- 3 日本語教育の水準の維持向上等
 - (1) 日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上
日本語教育機関に対する指導・積極的な実地調査、日本語教師養成研修の届出義務化等
 - (2) 日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等
日本語教師の資質・能力を証明する資格の制度設計、人材養成カリキュラム開発・実施等
- 4 教育課程の編成に係る指針の策定等
日本語学習・教授・評価のための枠組みである「日本語教育の参照枠」の検討・作成、
「JF日本語教育スタンダード」の提供、指導方法やインターネット上含む教材の開発・普及
- 5 日本・「日本語教師の資格の在り方について（報告）」（令和2年3月文化審議会国語分科会）
で提言された日本語教師の資格制度の枠組み、制度の実施に関連する事項の詳細
「日・資格創設にあたり日本語教師の業の範囲等を明確にするため、日本語教育の推進に関す
る法律附則第2条における「日本語教育機関」の範囲や評価制度
→文化庁において有識者会議を設置して検討を行い、令和3年8月に、「日本語教育
の推進のための仕組みについて（報告）～日本語教師の資格及び日本語教育機関評
価制度～」としてとりまとめ。
- 6 日本・「日本語教師の資格の在り方について（報告）」（令和2年3月文化審議会国語分科会）
で提言された日本語教師の資格制度の枠組み、制度の実施に関連する事項の詳細
「日・資格創設にあたり日本語教師の業の範囲等を明確にするため、日本語教育の推進に関す
る法律附則第2条における「日本語教育機関」の範囲や評価制度
→文化庁において有識者会議を設置して検討を行い、令和3年8月に、「日本語教育
の推進のための仕組みについて（報告）～日本語教師の資格及び日本語教育機関評
価制度～」としてとりまとめ。

第3章

- 1 推進体制
- 2 日本語教育を行う機関に関する制度の整備
日本語教育を行う機関のうち、日本語教育の水準の維持向上を図る上で必要な適格性を有するものに
関する制度の整備を検討し、検討結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- 3 基本方針の見直し
おおむね5年ごとに検討を加え、必要があると認めるときは基本方針を変更。

6

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和3年度改訂）の概要

令和3年6月15日
外国人材の受入れ・共生
に関する関係閣僚会議

※出入国在留管理庁ウェブサイト掲載情報を基に、文化庁において独自に作成したもの。

- 我が国に在留する外国人は令和2年末で289万人。外国人労働者は令和2年10月末で172万人（過去最高）。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大等で明らかになった課題も踏まえ、受け入れた外国人材の受入れ環境を更に充実させる等の観点から策定（197施策）。
- 今後も政府一丸となって、関連施策を着実に実施するとともに、総合的対応策の充実を図る。

外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

- (1) 国民及び外国人の声を聴く仕組みづくり (2) 啓発活動等の実施

円滑なコミュニケーション・情報収集のための支援

- (1) 行政・生活情報の多言語・やさしい日本語化、相談体制の整備
(2) 日本語教育の充実（円滑なコミュニケーションの実現）

ライフステージ・生活シーンに応じた支援

- (1) 地域における多文化共生の取組の促進・支援 (2) 生活サービス環境の改善等
(3) 外国人の子供に係る対策 (4) 留学生の就職等の支援
(5) 適正な労働環境等の確保 (6) 社会保険への加入促進等

非常時における外国人向けのセーフティネット・支援等

- (1) 災害時等の非常時における情報発信・支援
(2) 新型コロナウイルス感染症の感染予防・円滑なワクチン接種支援等

外国人材の円滑かつ適正な受入れ

- (1) 特定技能外国人のマッチング支援策等 (2) 特定技能試験の円滑な実施、特定技能制度の周知・利用の円滑化等
(3) 悪質な仲介事業者等の排除 (4) 海外における日本語教育基盤の充実等

共生社会の基盤としての在留管理体制の構築

- (1) 在留資格手続の円滑化・迅速化
(2) 在留管理基盤の強化
(3) 留学生の在籍管理の徹底
(4) 技能実習制度の更なる適正化
(5) 不法滞在者等への対策強化

9

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和3年度改訂）の概要

令和3年6月15日
外国人材の受入れ・共生
に関する関係閣僚会議

※出入国在留管理庁ウェブサイト掲載情報を基に、文化庁において独自に作成したもの。

- 我が国に在留する外国人は令和2年末で289万人。外国人労働者は令和2年10月末で172万人（過去最高）。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大等で明らかになった課題も踏まえ、受け入れた外国人材の受入れ環境を更に充実させる等の観点から策定（197施策）。
- 今後も政府一丸となって、関連施策を着実に実施するとともに、総合的対応策の充実を図る。

外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

- (1) 国民及び外国人の声を聴く仕組みづくり (2) 啓発活動等の実施

円滑なコミュニケーション・情報収集のための支援

- (1) 行政・生活情報の多言語・やさしい日本語化、相談体制の整備
(2) 日本語教育の充実（円滑なコミュニケーションの実現）

ライフステージ・生活シーンに応じた支援

- (2) 日本語教育の充実（円滑なコミュニケーションの実現）
- ▶ 「日本語教育の参照枠」の活用のための手引き等の作成、生活の分野における学習内容を示す「生活Can do」の作成《施策21》
 - ▶ 「日本語教育の参照枠」の活用を促進するとともに、都道府県等が関係機関と連携して行う日本語教育環境を強化するための体制づくりの推進《施策22》
 - ▶ 日本語学習サイト「つながるひろがるにほんごでのくらし」の「日本語教育の参照枠」を踏まえた生活場面の充実《施策23》
 - ▶ 就労者等に対する日本語教師の研修プログラムの充実・普及及び日本語教師の養成に求められる「必須の教育内容」の円滑な実施のためのICT教材の開発・普及《施策27》
 - ▶ 日本語教師資格、日本語教育機関の日本語教育水準の維持向上を図るための仕組みの法制化の検討《施策28》
 - ▶ 日本人社員と外国籍社員の職場における双方向の学びの動画教材や手引きの周知及び活用促進《施策32》

10

生活者としての外国人等に対する日本語教育の推進

令和4年度予算額（案）
1,028百万円
（前年度予算額）
990百万円



背景・課題

我が国の在留外国人は令和2年末で289万人。過去30年で約3倍に増加し、日本語学習者も令和元年で約27万人である。新型コロナウイルス感染症の影響で、入国規制等で在留外国人数の伸びは鈍化しているものの、政府の外国人労働施策や留学施策により、今後も在留外国人や日本語学習者数は拡大する見込み。

政府として、外国人等との共生社会の実現に向け、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和3年度改訂）や円滑なコミュニケーションができる環境を整備するための「日本語教育の推進に関する法律（令和元年6月公布・施行）」、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（令和2年6月閣議決定）」を踏まえ、**日本語教育の環境整備を推進**。

- 1 日本語教育の全国展開・学習機会の確保が必要
- 2 日本語教育の質を向上させるための施策が必要

事業内容

1 国展開・学習機 会の確保	①外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育の推進 500百万円（500百万円） 令和元年以降、地域日本語教育の中核を担う都道府県等が、市町村や関係機関と有機的に連携し、日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくりを支援。 令和4年度は、全体の7割を達成（47/67）、「日本語教育の参照枠」を活用した日本語教育を推進。	②日本語教室空白地域解消の推進強化 132百万円（152百万円） 日本語教室空白地域の市区町村に対してアドバイザーを派遣し、日本語教室の開設・安定化に向けて支援。 インターネットを活用した日本語学習教材（つながるひろがる にほんごでくらし）の開発・提供。 令和4年度は「日本語教育の参照枠」を踏まえて動画コンテンツを追加。	③日本語教育の先進的取組に対する支援等 24百万円（44百万円） NPO法人、公益法人、大学等が行う、日本語教育の教育上の課題や都道府県域を越えた広域的活動に伴う課題等を解決するための先進的取組を支援。	⑤日本語教育のための基盤的取組の充実 7百万円（7百万円） 日本語教育に関するポータルサイト（NEWS）を運用。 日本語教育に関する最新情報・先進事例等を共有する日本語教育大会を開催。
	④日本語教育の質の向上等 201百万円（200百万円） 文化審議会国語分科会が示した「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版」の教育内容・モデルカリキュラムに基づく日本語教師養成・現職者研修のカリキュラム開発・実施・普及を行う。 令和4年度は、就労及び地域日本語教育の人材に対する研修機会を拡充。	②日本語教育に関する調査及び調査研究 31百万円（32百万円） 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策や日本語教育の推進に関する法律を踏まえ、日本語教育を推進するための課題に対応した調査研究を実施。（実態調査、日本語教育の参照枠の検証、日本語教育機関の多言語ポータルサイトの調査 等）	③日本語教師の資格等に係る施策の充実（新規） 51百万円（一百万円） 日本語教師の国家資格について次期通常国会への法案提出を踏まえ、資格取得に係る試験内容や試験実施機関、教育実習に必要なプログラム内容等の調査を実施。	④「日本語教育の参照枠」を活用した教育モデル開発等（新規） 25百万円（一百万円） 文化審議会国語分科会において令和3年度中に「日本語教育の参照枠」及びその活用のための手引きが策定される予定。 生活・留学・就労等の分野において「日本語教育の参照枠」に基づく教育モデル（カリキュラム、教材、評価方法等）を開発し、公開。

アウトプット（活動目標） ・地域日本語教育の全国展開 ・日本語教育人材の質を高める取組の展開	アウトカム（成果目標） ・日本語学習者の増（日本語教育環境の整備）	インパクト（国民・社会への影響） ・外国人との共生社会の実現
--	--------------------------------------	-----------------------------------

11

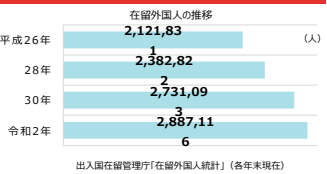
外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業

令和4年度予算額（案）
500百万円
（前年度予算額）
500百万円



背景・課題

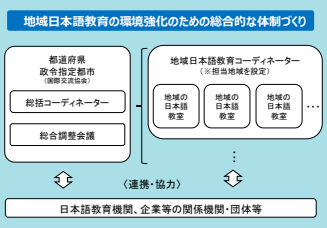
- ①新しい在留資格の創設等の国の施策によって、我が国の在留外国人数は増加傾向であり、日本語教育の重要性が高まっている。
- ②平成30年より外国人材の受入れ環境の充実のための「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」（令和3年度改訂）が推進されるとともに、令和元年には「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行、令和2年には「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針」が閣議決定された。
- ③同法において、地方公共団体は、地域の状況に応じた施策を策定・実施することが責務と初めて位置付けられ、関係機関との連携強化や必要な体制の整備に努めることとされており、その推進の重要性が高まっている。
- ④日本語教師の資格に関する調査研究協力者会議において、日本語教育機関における日本語教育の水準の維持向上を図るための仕組みの方向性が示された。
- ⑤文化審議会国語分科会において、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法に関する共通の指標となる「日本語教育の参照枠」を令和3年度にとりまとめた。



事業内容

1. 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進【補助事業者：都道府県・政令指定都市、補助率1/2】
「令和3年度採択実績」件数：42件（継続34件、新規8件）
 - 地域全体日本語教育を統括する「総括コーディネーター」、地域内の日本語教室への指導・助言を行う「地域日本語教育コーディネーター」、日本語教育推進施策の協議を行う「総合調整会議」の設置等の広域での総合的な体制づくり
 - 日本語教育機関、企業等の関係機関と連携し、日本語教師を活用した先進的な日本語教育の実施
 - 外国人が地域社会に参画して活躍する共生社会を実現していくため、「日本語教育の参照枠」を活用し、学習者の更なる日本語能力の向上を図る先進的な日本語教育
 - 市町村が都道府県をはじめとする関係機関と連携して行う日本語教育、日本語教育の重要性の理解を促進する住民向けセミナー等の広報活動等への支援 ※市町村へは県事業の中で間接補助（令和3年度より特別交付税措置）

【件数・単価】47箇所、980万円程度（市町村への支援 各県4件）を想定
【事業期間】令和元年度～
2. 総合的な体制づくりの優良事例等の普及・連携強化【委託】
 - 都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議等の開催



アウトプット（活動目標） ①地域日本語教育の環境を強化するため、総括コーディネーターの配置や総合調整会議の設置等を通じた日本語教育の促進 ②本事業の優良事例等の普及と連携強化の促進（情報交換の機会の提供）	アウトカム（成果目標） 国内に居住する外国人の日常生活に必要な日本語能力が向上し、円滑な社会生活が送ることができるようになること。 （令和3年度より日本語を学習した外国人に対してアンケートを実施し、社会生活の変化を測定予定）	インパクト（国民・社会への影響） ①外国人が、生活に必要な日本語能力を習得し、円滑な意思疎通が図れるよう支援することで、社会包摂につながる ②日本人が、日本語教育の活動に参加することを通じ、多様な文化への理解が深まり、共生社会の実現につながる ③日本語教室は、外国人にとって、日本人のみならず地域での生活を知るとともに学習できる場であり、地域社会との接点としてソーシャルネットとして機能する
--	--	--

12

令和3年度 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業 採択団体所在地

合計42団体

★：地域国際化協会が応募 下線付：新規応募団体

都道府県 (30団体)	政令指定都市 (12団体)
・岩手県	・仙台市★
・茨城県	・千葉市
・栃木県	・横浜市
・群馬県	・静岡市★
・埼玉県	・浜松市
・千葉県	・名古屋市
・神奈川県	・京都市★
・石川県	・大阪市
・山梨県	・神戸市
・長野県	・広島市
・岐阜県	・北九州市★
・静岡県	・熊本市
・愛知県	
・三重県	
・滋賀県	
・京都府	
・大阪府	
・兵庫県★	
・奈良県	
・和歌山県	
・島根県	
・広島県	
・山口県	
・徳島県	
・福岡県	
・佐賀県	
・長崎県	
・大分県	
・宮崎県	
・沖縄県★	



【参考】
令和2年度 実施団体
35団体
令和元年度 実施団体
17団体

14

「生活者としての外国人」のための日本語教室 空白地域解消推進事業

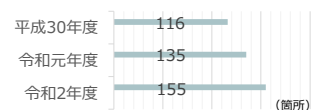
令和4年度予算額（案） 132百万円
（前年度予算額） 152百万円



背景・課題

日本語教室が開催されていない市区町村（以下、空白地域）は1,133である（令和2年11月現在）。このうち、地域住民に対する外国人比率の全国平均2.27%以上でありながら空白地域である市区町村は155となっており、このような空白地域に在住する外国人に日本語学習機会を提供するための支援が必要である。

外国人比率が全国平均以上の空白地域数の推移：（出典）文化庁日本語教育実態調査（平成30年度～令和2年度）



事業内容

空白地域に在住の外国人に対する日本語学習機会の提供を目的として、以下の取組を行う。

1. 地域日本語教育スタートアッププログラム

「令和3年度採択実績」件数：20件（継続12件（2年目5件、3年目7件）、新規8件）

・アドバイザーを派遣するとともに、日本語教室の開設・安定化に向けた支援。

件数：30件（継続13件、新規17件）

単価：約170万円/件（オンライン対応経費等を追加）

2. 空白地域解消推進セミナー（1開催）、研究協議会（空白地域が多い都道府県2開催）の開催

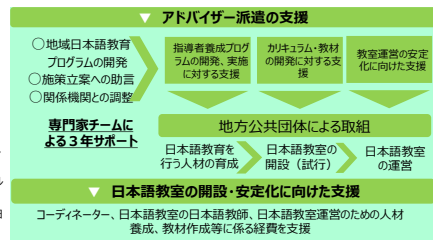
3. ICT教材の開発・提供【日本語学習サイトつなぐひろがる（にほんごでのくらし）（通称：つなひろ）】

・日本語教室の設置が困難な地域に住む外国人が独学で日本語を習得できる学習教材（ICT教材）を開発・提供。（生活場面の動画中心、字幕表示、文法確認、表現・語彙の確認、生活に必要な情報等。）

・14言語対応。（日本語、英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、インドネシア語、フィリピン語、ネパール語、クメール語、韓国語、ミャンマー語、モンゴル語、タイ語）

・地域に在住する外国人が自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付けられるよう、「日本語教育の参照枠」を踏まえて、生活場面の動画コンテンツを追加して、日本語学習教材の充実を図る。

【地域日本語教育スタートアッププログラム事業概要】



アウトプット（活動目標）

- ・市区町村の日本語教室新規開設
- ・空白地域解消推進セミナー等の開催による実践事例の共有
- ・ICT教材の拡充による学習機会の広範的提供

アウトカム（成果目標）

- ・市区町村における日本語教室の新規開設及び日本語教室の開設困難地域については、ICT教材の活用により、空白地域に在住する外国人に日本語学習機会が提供されること。
- ・日本語教室開設のノウハウが共有され、安定した日本語教室の開設が普及すること。

インパクト（国民・社会への影響）

- ・地域に日本語教室が開設或いはICT教材で、外国人が日本語を習得することにより、近隣住民とのコミュニケーションが円滑になり、孤立することが少なくなる。
- ・外国人が地域住民として地域社会へ参画することが増え、外国人の受入れが円滑になる。
- ・外国人との共生が図られるとともに、ダイバーシティ効果により地域が活性化すること。

14



「生活者としての外国人」のための日本語学習サイト

文化庁

つながるひろがる にほんごでのくらし



概要

日本語教室がない空白地域に暮らし、日本語学習機会がない外国人が独学で習得できる日本語学習コンテンツを開発・公開
(委託：凸版印刷株式会社)



内容

- ・生活場面の動画中心、字幕表示、文法確認、表現・語彙の確認、生活に必要な情報等
- ・活用方法等のセミナー開催



対応言語 全 14 言語

令和元年度：6 言語開発

(日本語、英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語)

令和2年度：4 言語追加

(インドネシア語、フィリピン語、ネパール語、クメール (カンボジア) 語)

令和3年度：4 言語追加

(韓国語、ミャンマー語、モンゴル語、タイ語)



使い方ガイドブック等の作成

活用促進のため、広報ツールを作成・公開

・使い方ガイドブック

・パンフレット

・ポスター

・広報用動画



16

日本語教育の人材養成及び現職者研修カリキュラムの開発・活用事業

令和4年度予算額 (案)
(前年度予算額)

201百万円
200百万円



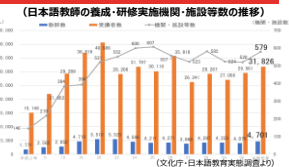
背景・課題

外国人の日本語学習者が増加し多様化する中、日本語教育の水準を向上するためには、日本語教育人材の資質・能力の向上が不可欠。

文化審議会国語分科会の「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)」(改定版・平成31年3月)において、多様な分野に対応する日本語教師等に求められる資質・能力、教育内容及びモデルカリキュラムが提言された。これを踏まえ、日本語教育人材の養成・研修の「教育内容等」の普及を図るため、養成・研修の現場で活用可能となる実践的なカリキュラムの開発事業を開始し、令和2年度から優良モデルを活用した研修を実施。

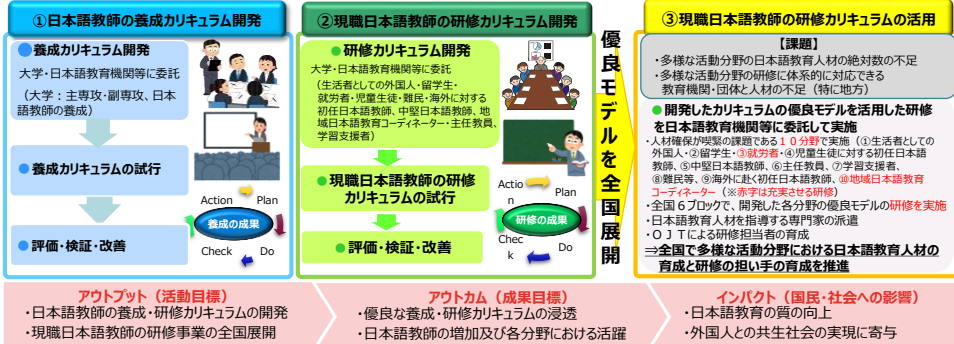
○外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策 (令和3年6月に外国人材の受入れ・共生のための関係閣僚会議で改訂)

○日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針 (令和2年6月閣議決定)



事業内容

上記報告で示された「教育内容等」に基づき、①日本語教師の養成カリキュラム開発、②現職日本語教師の研修カリキュラム開発、③開発したカリキュラムの優良モデルを活用した研修事業を全国各地で実施。令和4年度は、令和3年度策定予定の「日本語教育の参照枠」を踏まえたカリキュラム開発及び外国人材就労者や地域日本語教育コーディネーター向けの研修事業の充実を図る。



16

資格の整備等による日本語教育の水準の維持向上

令和4年度予算額（案）

51百万円

（新規）

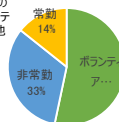


背景・課題

在留外国人等が増加する一方、日本語学習ニーズの多様化・高度化に対応する人材が不十分であり、日本語教育機関で勤務する日本語教師が適切な指導を行える専門的な知識及び技能を有していることを保証する仕組みが必要。

このため、日本語教師の国家資格を創設するとともに、政省令の策定のための協力者会議の開催や、試験の実施に向けた調査研究、研修システムの開発といった、制度実施に必要な予算事業を確実に実行することにより日本語教育の水準の維持向上を図り、外国人等が日常生活や社会生活を円滑に営むことができる環境を整備し、在留外国人等の日本における円滑な社会包摂の実現を図る。

国内の日本語教育人材のうち、現在約5割をボランティアによる者が占め、その他非常勤による者が3割、常勤による者は1割強。



文化庁「国内の日本語教育の概要」（令和元年11月1日現在）

○成長戦略FU(令和3年6月18日)抜粋
ii) 高度外国人材の受入促進（教育プログラム等の充実）

・日本語教育の推進に関する法律等に基づき、日本語教師の能力等を証明する新たな資格や日本語教育機関の水準の維持・向上を図るための仕組みについて、2022年通常国会での法案提出も視野に、2021年度中に検討を進める。

事業内容

政令・省令検討のための調査研究協力者会議の開催 予算額（案）：3百万円

- 日本語教師の資格化及び日本語教育機関の認定に係る法律が令和4年度に成立予定であることを踏まえ、政令及び省令の検討に当たり、制度をより実状に沿ったものとするため、調査研究協議を設置し有識者の意見を聞く。
- 【検討課題】：（資格）指定日本語教師養成機関の認定基準、試験実施機関及び登録機関の要件等、（日本語教育機関の認定）評価制度の基準の詳細、第三者認定機関の詳細等】

・事業期間：令和4年度

日本語教師試験等の運用のための調査研究 予算額（案）：48百万円

- 国家資格の運用には、日本語教師の能力を判定するための試験の開発を行う必要がある。本事業では、適切な試験実施に向け試験内容の詳細や試験実施体制について、有識者会議の設置やヒアリング調査等を通じ検討を行う。

①日本語教育能力試験の実施に向けたシステム開発

⇒有識者会議を設置し、試験内容の詳細等について検討を行うとともに、試験の受付や、受験者のデータ蓄積、回答分析等が可能な試験運用システムの開発を行う。令和4年度はシステムの仕様定義を行う予定。

・予算額(案)：41百万円

・事業期間：令和4年度～令和6年度

②自己研鑽研修に関するシステム開発

⇒資格を取得した日本語教師には、「知識及び技能向上のための研修」の受講による自己研鑽が義務づけられることになるが、各教師が研修を受講し、データを蓄積するための研修システムを構築。令和4年度はシステムの仕様定義のためのアンケート調査等を行うほか、既存の研修等の内容と「必須の教育内容」との整合性を調査するなど、既存の研修と本研修システムの紐づけを行うためのヒアリング調査等を実施する。

・予算額（案）：7百万円・事業期間：令和4年度～令和6年度

アウトプット（活動目標）

- ・政省令の策定やシステム開発等資格化に必要な環境の整備
- ・資格を取得した日本語教師を配置する日本語教育機関の増加

アウトカム（成果目標）

- ・日本語教師の量的・質的向上を図り、多様化・高度化する学習ニーズに対応
- ・日本語学習者の増加及び日本語に困難を抱える在留外国人の減少

インパクト（国民・社会への影響）

在留外国人等の日本における円滑な社会包摂の実現

17

「日本語教育の参照枠」を活用した教育モデル開発事業

令和4年度予算額（案）

25百万円

（新規）



背景・課題

在留外国人の増加及び在留資格や背景の多様化を受けて、求められる日本語教育の内容も多様化している。しかし、日本語教育の内容やレベル・評価の指標となる共通の基盤がないため、教育機関や試験団体は独自の指標や基準で教育・評価を実施しており、国内外の教育機関の連携が図りにくくなっており、在留資格や進学・就職の要件として日本語能力を示す上でも課題となっている。

令和3年度に文化審議会国語分科会が日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容及び方法・評価等に関する共通の指標として「日本語教育の参照枠」（いわゆる物差し）を策定したことから、これを活用した日本語教育モデルの開発が必要である。



事業内容

「日本語教育の参照枠」に対応した教育モデル開発事業（新規） 4機関×600万円（予定）

「日本語教育の参照枠」に示された日本語教育の内容（言語能力記述文：Can doという。）やレベル尺度（A1～C2の6段階）等に対応した教育モデルを開発する。日本語教育プログラムの開発実績を有する日本語教育機関等に、同参照枠を活用した生活・留学・就労等の各分野のモデルとなる「参照枠に基づくカリキュラム及び教材・評価手法等」を開発することにより、多様な学習目的に応じた教育内容と評価方法等を整備し、日本語教育の水準の向上を図る。

※外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和3年6月改訂）

※日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（令和2年6月）

1. 【参照枠を活用した教育モデルの開発】

※10年以上の実績を有する日本語教育機関を対象とする

- 事業運営委員会設置・運営
- Can doに基づくカリキュラム開発・試行
- 教育機関内の教師研修の開発
- 評価法・教材等の開発



2. 【開発した教育モデルの分野所管行政機関による活用を促進】

※1で開発した教育モデルを広く公開する

- ◆開発した教育・研修モデルの公開
- ◆授業研究のための公開授業



「日本語教育の参照枠」に対応した教育モデル開発事業

- (1) 地方公共団体等が実施する生活のための日本語教育機関
- (2) 留学生を対象とした日本語教育機関
- (3) 就労のための日本語教育実施機関

など

教育モデル開発会議

①参照枠に基づくカリキュラム開発 ②開発したカリキュラムの試行・研究授業 ③評価手法の開発

④教材開発 ⑤教師研修・成果公開

生活Can do 教育モデル 留学Can do 教育モデル 就労Can do 教育モデル ○○Can do 教育モデル

分野別の教育内容の整備及びレベル尺度の共通化による日本語教育の水準の向上

アウトプット（活動目標）

- ①共通の指標に基づく教育カリキュラムの開発
- ②教育実践活動のモデル構築
- ③教育内容に応じた評価手法の開発
- ④公開授業・教師研修の開発
- ⑤分野別日本語教育の連携モデルの開発

アウトカム（成果目標）

- ①共通の指標に基づく教育カリキュラムの質の向上
- ②教育実践活動のモデル構築による授業改善
- ③教育内容に応じた評価手法の改善
- ④公開授業・教師研修による教育の質の向上
- ⑤分野別日本語教育の連携

インパクト（国民・社会への影響）

- 国内外・分野別日本語教育機関間の教育の連携による日本語教育の推進
- 我が国のコミュニケーションの基盤としての日本語教育の質の向上
- 共生社会の実現に寄与

18

背景・課題

昨年来、新型コロナウイルス感染拡大による入国制限等の影響により、我が国に入国できない外国人留学生が増加の一途を辿っている。

令和3年11月からの水際対策に係る新たな措置により、段階的に外国人留学生の受入れを開始したものの、いまだ多くの待機している外国人留学生がいることから、入国が困難な外国人留学生であっても、オンラインを活用した日本語教育を推進し、日本語教育のニーズを満たすことが必要である。

コロナ禍でオンライン教育は増えてきたものの、各機関の取組は区々であり、質の高い日本語教育をオンライン環境において実践・実証することが課題であり、ウィズコロナにおける持続的な日本語教育を検討する。

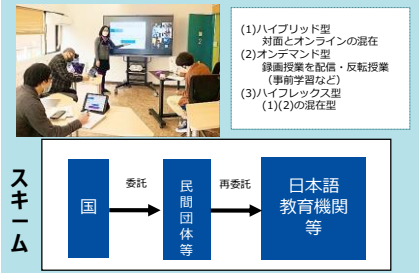
事業内容

ウィズコロナ対応として、入国が困難な外国人留学生への日本語教育環境を構築するため、オンラインを活用した日本語教育を実践・実証する。

入国前の外国人留学生が日本語教育の授業に参加できるよう、留学生等のレベルに応じた多様なクラスにおけるオンライン教育を実施する。

オンライン教育には、対面とオンラインのハイブリッド型、事前学習に最適な録画授業の配信・反転授業のオンデマンド型、混在型のハイフレックス型など、多様なオンライン教育を展開する。

- 受託機関：オンライン日本語教育の実践・実証を行う民間団体等
- 事業規模：400万～1,000万円／事業、400件程度（再委託を含む）
- 実証成果：事業成果を分析・検証、オンライン教育のノウハウを全国に横展開



スキーム

アウトプット（活動目標）

- ・日本語教育の多様なオンライン化を促進。
- ・入国前の日本語教育の環境整備を図り、外国人留学者の我が国の教育機関への入学環境を整備。

アウトカム（成果目標）

- ・入国前の外国人留学生の日本語教育環境の整備。外国人留学生の入学辞退数の減少。
- ・入国前の外国人留学生のオンライン教育の充実。

インパクト（国民・社会への影響）

外国人留学生の維持・増加により、我が国の大学等の学生数及び質を維持・向上。
外国人共生社会の実現に貢献。